

# 厚生常任委員会

令和元年11月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	同 係 長	富井 千晶
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
住 民 課 長	関口 修		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、中川委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策  
委課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する勉強会についてでございます。当勉強会での最大の課題となっておりますのが、建設候補地の選定であり、人口やごみ排出量から奈良市が中心となり、候補地の選定を行っておられるところでございますが、9月に奈良市長が中西町長を訪問され、奈良市西南部を建設候補地として検討している旨のお話がありました。この建設候補地の選定に際しましては、昨年12月25日に取りまとめをされました奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会中間報告書において、アクセス性や用地条件、各市町からの収集運搬コスト等の増加抑制や住民理解等の視点を考慮する必要があるとし

ており、これらを踏まえて考察する中、奈良市の西南部で候補地を求めることが合理的であるとの考えで検討を進められておるという状況でございます。

次に、資源物共通指定袋モデル事業についてであります。去る6月11日に開催されました本委員会でご報告を申しあげておりました、資源物共通指定袋モデル事業につきまして、本年8月から10月までの間、8自治会にご協力をいただき、モデル事業を実施し、アンケート結果がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。また、事業実施期間時においては、各自治会共に自治会長に個別にお話をさせていただいた際、当該事業へのご理解を示されており、早期に事業実施した場合でも対応可能ではとのご意見もいただいております。また、排出状況も確認をさせていただきましたが、共通指定袋を用いて適切に分別し排出をされておられ、排出方法に関する特段の問い合わせもなく、順調に事業を進めさせていただき、10月末をもってモデル事業を終了させていただいたところでございます。

集計結果でございますが、対象世帯数600世帯に対し、回答世帯数474世帯であり、回収率は79.0パーセントとなっております。まず問の1として共通指定袋での収集について、「簡単（わかりやすい）」という回答が全体の79.1パーセント、「難しい（わかりにくい）」は10.3パーセント、「どちらとも言えない」は9.1パーセントでございました。次に、「難しい（わかりにくい）」と答えられた方にその理由についてお伺いをしたところ、「それぞれの指定袋の方が簡単（わかりやすい）」、「袋の色（文字）がわかりにくい」というのが主な理由でございました。また、問1で「どちらとも言えない」と答えられた方にお伺いをしたところ、「袋の大きさを分けるなどの工夫を」や「慣れているので今までの色分けがやりやすく感じますが、同じ袋でも慣れてくれば問題ないかと思う」などの回答がございました。次に、問の4では、資源物指定袋を共通化することについてお伺いをしたところ、「賛成・どちらかと言えば賛成」が全体の77.8パーセント、「どちらとも言えない」が10.8パーセント、「反対・どちらかといえば反対」

が9.5パーセント、「無回答」が1.9パーセントという結果となっております。最後に、問5として「資源物指定袋」について自由意見をお伺いしたところ、「種類が減ると保管の際も使用の際も簡単でよい。ただ、袋の大きさは大小の2種類があった方がいい」「自治会で会員宅への配布仕分けが楽になる」や「希望ですが、絵はなしで文字を少し大きくわかりやすくおねがいます」などのご意見をいただいたところがあります。以上、アンケートの結果から、概ね資源物共通指定袋による収集については、問題なく実施できるものと判断できますことから、指定袋の作成については、ご意見を参考にする中で、次年度からの全町実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、年末におけるごみ持込み事業についてであります。本年度も年末におけるごみ持込み事業につきましては、昨年同様12月29日と30日の2日間、午前8時30分から午後3時まで、持込み会場は衛生処理場で実施をさせていただくこととしております。事前周知につきましては、町広報紙、ごみ分別アプリ、町ホームページへの掲示や自治会回覧により周知を行うこととしております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。嶋田委員。

嶋田委員 ごみ処理の広域化の関係なんですけども、これ、聞くのは時期尚早なのかなと思うんですけども、斑鳩町の場合、割と細かく分別して出されてますね。それが他町、また他市においては、どのような感じで出されてるのか、勉強不足でわからんですけども、そこらへん、統一いうんですか、そこらへんはどうされるおつもりなんですかね。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策  
課長

ごみの分別への影響でございますが、現在、当勉強会においては、仮にこの枠組みでいくとした場合に、どのような施設を建設していくかも未定でありますことから、広域化による分別等への影響は現在はわからないといった状況でございます。ただ、現在まで広域化されたケースでは、分別区分については広域化を契機に構成市町村で統一するケースや、各市町村の直営施設で選別をしてから集約施設へ処理可能なものだけ搬入するケース、また、従来の異なる分別区分のまま集約施設側で選別処理等行うケース、そういったケースがございまして、まだ実際どういった影響が出るかということは未定の状況でございます。

委員長

他に、ございませんか。

( な し )

委員長

そしたら私からひとつお聞きします。共通のごみの袋の件ですけれども、いろいろなご意見が具体的に今報告がございましたけれども、そのことについてはどのようにされていくような考えですか。例えば、大小があったほうがいいであるとか、また色だとか文字だとか、そういった大きさだとか、そうことについてはいかがですか。 東浦環境対策課長。

環境対策  
課長

さまざまなご意見をいただく中、ごみのイラスト等の文字の大きさ、そういったものは工夫を重ねて作成をしまいたいというふうに考えております。また袋の大きさにつきましては、大小あればありがたいといったご意見も少数ではございますが、いただいております。ただ、この資源物共通指定袋の導入の大きな目的につきましては、自治会等におけます資源袋配布に係る負担の軽減や、家庭におけるごみ袋の管理の簡素化ということでございますことから、そういったご意見はございますが、まずは1種類、いまモデル事業で実施をさせていただいた45リットルタイプ1種類でまず始めさせていただきまして、今後ニーズが高まるようであれば、検討してまいりたいというふうに考えて

おるところでございます。

委員長

すみません、同じ案件ですけれども、4月からの実施ということに、今検討していくってことは生かされて、例えば、文字が大きくなるとか、そういったことの袋に変わるということですか。変わるというか、今、モデルとして作ったのがもうすでにたくさん印刷されているというのはなくて、これからデザインの変更だとかをした、その後の袋をつくるということでしょうか。

環境対策  
課長

新たに4月から実施する分につきましては、そういったご意見を参考にしながら、作成し配布をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 西和地域病児保育室の利用について、理事者の報告を求めます。  
中尾福祉子ども課長。

福祉子ども  
課長

それでは、各課報告事項(1)西和地域病児保育室の利用について、ご報告させていただきます。

本年5月21日に、地方自治法第252条の2の規定により、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町の5町において締結した連携協約に基づき、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業の実施について、5町で協議を進めておりますが、利用方法等について協議が整いましたの

で、内容をご報告させていただきます。資料の1をご覧ください。

まず(1)開所日でございます。現在、西和医療センター敷地内に病児保育室の建設工事を12月末完成予定で進めており、令和2年1月15日(水)の開所を予定しております。(2)実施内容でございますが、これまでの本委員会でご報告させていただいたとおり、対象児童は5町に在住する6か月から小学6年生までのお子さん、利用定員は6名、開所日時は祝日、年末年始を除く平日午前8時から午後6時としております。また、利用料につきましては、生活保護世帯、住民税非課税世帯を除き、1日2千円を予定しております。次に(3)対象疾病等でございますが、①として、感冒、消化不良症その他乳幼児が日常罹患する疾患、②として、水痘、風しん、インフルエンザその他の感染性疾患、③として、ぜん息その他の慢性疾患、④として、骨折その他の外傷性疾患としております。次に(4)利用方法でございますが、病児保育室を利用するためには、まず事前の登録が必要となります。各町の役場担当窓口で12月2日から事前登録を開始し、来年1月15日の開所後は、病児保育室でも事前登録を受付いたします。

次に、実際に利用する場合の流れでございますが、前日の午後6時までに病児保育室に電話で予約を入れていただきます。予約につきましては先着順での受付といたしますが、当日の空き状況により当日の予約も受け付けてまいります。なお、予約を入れたものの体調が回復し、予約をキャンセルする場合もあると思われますので、その際は当日の午前8時までにキャンセルの連絡を入れていただくよう、利用者に案内してまいります。電話で予約を入れた後、かかりつけ医を受診していただき、病児保育室が利用可能と診断されれば、病院で、医師連絡票、診療情報提供書を発行していただきます。利用日当日に、利用申込書と医師連絡票を病児保育室に提出し、保育室を利用するという流れになります。

(5)その他といたしまして、病児保育室では、食事等の提供は行わず、昼食、おやつ、水筒は各自持参していただきます。

以上が保育室の利用の流れとなり、住民のみなさまには、12月号町広報紙への掲載、町内の保育所利用者への案内により周知を行ってまい

ります。また、12月町議会定例会におきまして、西和地域病児保育室の設置に関する条例について議案の上程を予定しておりますのでよろしくお願いたします。以上、西和地域病児保育室の利用についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。齋藤委員。

齋藤委員 利用方法について教えてもらいたいですけども、かかりつけ医の受診ってありますけども、例えば夜、風邪ひいて明日仕事に行かなきゃならんという場合、かかりつけ医の受診というのは難しいんじゃないかなと思いますけども、これは必ずしなければならない項目なんではないでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 もし夜ですね、発熱されて明日どうしても仕事に行かなければならぬという場合には、その時間帯は病児保育室のほうは閉まっておりますので、翌日、朝8時以降に病児保育室のほうにまず予約の電話を入れていただきます。その時点で、もし予約が取れましたら、かかりつけ医を受診していただいて、病児保育室が利用可能かどうかというのをお医者さんにまず診断していただく必要がございますので、かかりつけ医の受診というのは必ず必要となってまいります。

齋藤委員 かかりつけ医というのは、いつも行っている病院という意味ですよ。そしたら、例えば、初めて風邪をひいた、そしたら、かかりつけ医がない、という場合はかかりつけ医じゃなくて、近所のお医者さんへ行って診てもらったうえで病児保育室に行くということなんではないでしょうか。

福祉子ども課長 おっしゃるとおりで、かかりつけ医というのは、日ごろかかっているお医者さんという意味で書かせていただいております、日ごろ病院



に一度もかかったことがないということであれば、近くの小児科医さん、どちらでも結構ですので、そちらで診療情報提供書を書いていただくという流れになります。

齋藤委員　そしたら休日診療とかありますですね、そこもかかりつけ医として夜行って診てもらって、そこで診断書かなんか書いてもらって、そして翌日予約して、当日朝予約してオッケーだったら、それで病児保育室に連れて行っていいということなんですか。

福祉子ども課長　基本的にはまず予約をとっていただいて、利用できるかどうかという確認をしていただいてから、診療情報提供書を書いていただくという流れになりますので、前日にですね、予約が取れたということであれば、休日診療所で書いていただくことも可能でございます。

齋藤委員　前日の午後6時っていう時間ありますよね。なかなか難しい面もありますよね。緊急の場合っていうのは、やはり当日の朝バタバタして午前中いっぱい仕事に行けないというふうな状況になるという感覚ですね。すみません、お願いします。

福祉子ども課長　やはり自分のお子さんが熱を、当日とか前日の夜に出されたら、まずはお医者さんに連れて行かれるというのが一般的かなと思いますので、やはり仕事がどうしても都合がつかないという場合もあるかとは思いますが、病児保育室を利用される場合にあっては、前日に予約をしていただくという一定のルールをつくらせていただきまして、皆さんが公平に使っていただけるようにということでそういう時間帯を設定させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

齋藤委員　よくわかりました、すみません。

委員長　嶋田委員。

嶋田委員 僕、これ詳しくはわからないんですけども、対象疾病の関係ですね、水痘、風疹、インフルエンザ、その他感染性の疾患と、これ他人にうつるという感じの疾病なんかここに書いてあるんです、それはどういう感じになるんですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 インフルエンザ、風疹等は感染性で他人にうつるということがございますので、病児保育室内には隔離室という部屋を1室設けております。当日ですね、複数の感染症の方が来られた場合にはお断りする場合も発生してくると思いますけれども、隔離室でインフルエンザの方が3人とか来られた場合でしたら、隔離室の中で3名のお子さんをお預かりして、それ以外のところで違う普通の風邪ですとか、うつらない、一般的に感染力が強くない病気のお子さんをお預かりするという体制をとらせていただきますので、定員は6名という形ではさせていただいてますけれども、疾病、当日お預かりする疾病の事由によっては6名までお預かりできないという場合も発生いたします。

嶋田委員 わかりました。今後運用の中で、例えばインフルエンザと水痘の人がおると、そしたら隔離室2つつくらのあかんわけですわな。そやからそれは今後の運用の中で、適宜やっていただくように要望しておきます。

委員長 小城委員。

小城委員 実施内容の対象児童、5町在住、6か月から小学校6年生までの子どもなんですけども、確認なんですけど、6名の中で別にこれは斑鳩町だけとか、他の町だけっていうことも起こり得るということですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長  
委員長 前着順で受け付けますので、そういった場合も発生すると思われ  
ます。  
中川委員 中川委員。  
中川委員 町内の一般の保育所は7か月からかな。  
委員長 中尾福祉子ども課長。  
福祉子ども課長 町立保育所は7か月ですけれども、斑鳩黎明保育園は3か月からお預  
かりしております。  
中川委員 対象疾病等に、ここに明記されてないと診断されたものは預かれない  
ということやな。例えばどんなものがあるねやろ。  
福祉子ども課長 例えば、お医者様が入院しないといけないというような場合ですか、  
あと麻疹については空気感染で感染力が高いということで西和医療セン  
ターとも協議しました結果、麻疹のお子さんについては預からないとい  
うことでお聞きしております。  
中川委員 (3)の④番、骨折ってあんなねけど、骨折ってそんなん1日、2日で  
熱冷めるとかいうような病じゃないから、こういう子どもさんは何か月  
間とかいって、そういう予約の仕方できんのかな。  
福祉子ども課長 一応、同じ疾病で1回の利用については7日以内ということさせて  
いただいております。  
委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、（２）令和２年度保育所保育料（案）について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（２）令和２年度保育所保育料（案）についてご報告させていただきます。資料２の１ページをご覧ください。

この表の見方でございますが、左側が世帯の階層区分で、中央の部分が国が示す徴収基準額、右側が町の徴収金額、いわゆる保育料の額となっております。本年１０月からの保育無償化に伴い、３歳から５歳児の保育料は無料となっておりますので、本徴収金額表には３歳未満児の保育料のみを記載しております。これまで、本町の保育料につきましては、平成２０年度に国の徴収基準額の８５パーセントに設定し、以後据え置いてきており、毎年改定される国の徴収基準額で増額となった階層につきましても保育料を据え置いてきたため、現在、第３階層から第７階層までは国基準の８５パーセントとなっておりますが、第８階層のみ国基準の７９パーセントとなっております。

資料の２ページ目、裏面をご覧ください。こちらは、令和２年度の保育料徴収金額表（案）でございます。各階層ごとに記載している数字が２段書きになっておりますが、上段が昨年度との比較となっております。

本年１０月から３歳以上児の保育料が無償化されましたが、子育て応援宣言の町として、３歳未満児についてもさらなる経済的負担の軽減を図り、子育て世帯を社会全体で応援するため、令和２年度の保育料につきましては、全ての階層におきまして国基準の８０パーセントで設定してまいりたいと考えております。これにより、第３階層から第７階層の世帯におきまして、令和元年度と比較して、月額１千円から４千円の減額となりますが、第８階層につきましては国の徴収基準額が増額となっても平成２０年度に設定した保育料に据え置いてきたため１，３００円、約２パーセントの増額となる予定でございます。

なお、今後につきましては、所得階層による不均衡が生じないように、国の徴収基準額の改訂に伴い、町の保育料につきましても、国基準の８０パーセントとなるよう、毎年改定を行ってまいりたいと考えておりま

すので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。また、同時在園の3歳未満児第2子につきまして、国基準である2分の1から、町の独自の取り組みとして4分の1に引き下げとする軽減につきましても、継続させていただく予定でございます。

なお、12月町議会定例会におきまして、令和2年度保育料改定に関する条例改正の議案の上程を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上、令和2年度保育所保育料（案）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3)国保運営方針の中間見直し(令和3年度以降適用)について、理事者の報告を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項(3)国保運営方針の中間見直し(令和3年度以降適用)についてご説明申し上げます。

県単位化が平成30年度から始まりまして、本年で2年目を迎えておりますが、今回、奈良県より3年ごと見直しを行うことになっている中で、去る10月に現在の運営方針における課題点に係ります、令和3年度以降の見直し(案)についての説明がございました。県が検討しております課題としましては、資料の1ページ目をご覧いただきたいと思っております。1点目としまして、納付金算定に用いる収納率(標準的な収納率)の取扱いについて、2点目としまして、保険料及び一部負担金の減免の取扱いということでございます。具体的に申し上げますと、資料2ページをご覧いただきたいと思っております。まず、課題1でございますが、納付金算定に用いる収納率の取扱いということでございますが、現在は、市町村ごとの現年収納率の過去3年間の実績平均に基づいて設定をされている状況でございます。このため、収納率の高い市町村は納付金が多く

割り当てられるという、市町村間の公平性が低く、また現年の未収納分を考慮していないため、今、現年で医療費の支出を現年に収納された保険料のみで賄っていることから、被保険者の負担を抑制するために、市と町村の収納率の実状を考慮しながら、それぞれの町村それぞれの実績平均に基づいて収納率を設定するとともに、後年度に先送りされていきます滞納繰越分、未収納分も納付金の算定に用いていきたいということでございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。保険料及び一部負担金の減免の取扱いでございますが、各市町村が条例等で独自に減免基準を定めていることから、保険料を統一しましても、減免基準が市町村等で異なるままでは、実質的な保険料負担の公平化ということはいえないことから、保険料の減免につきまして、国の通知でありますとか、判例等を踏まえまして要件を限定し、一部負担金の減免につきまして、国民健康保険法44条と国の通知等に従い運用されるよう厳格化していきたいという説明でございました。なお、この見直し案につきましては、現時点では来年の12月ぐらいに取りまとめをしていきたいということで、令和3年度からの適用していきたいということで、県のほうから説明を受けたところでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。齋藤委員。

齋藤委員 3ページ目の課題2のところ、減免のところでございますけども、斑鳩町の状況よくわかってなくて大変恐縮なんですけども、斑鳩町でこれを対応する場合は同じようにするためには、減免されている方から保険料を徴収するような形になるんでしょうか。それとも減免している方が少ないので、減免のほうに向かうんでしょうか。お願いします。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

今現在、県が令和6年度の保険料統一化に向けて、保険料の減免を統一していきたいというお話は、その基準を各市町村ごとにばらばらでありますので、今、この資料3を見ていただきますと、上のほうに細長い表がございますが、色つきの部分は、ほぼ、どの市町村もこの内容で減免基準をそれぞれお持ちなんでございますが、白抜きの表の部分は各市町村、下に対応する市町村数がございますが、それらの市町村で独自に内容を決められている部分がありますので、それらをこの前の色つきの、統一基準案に集約していきたいということでございます。

斑鳩町につきましてはこの集約基準、統一基準の案と内容が、ほぼ、内容が一緒でございますので、先ほど申されましたように、減免基準が、保険料を徴収するとか、額が増えるとかということではない状況でございます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

そしたら私から今の齋藤委員の質問にも関連ですけれども、この横長の表の白抜きの部分と、それから一番最後に「その他」というので20市町村ありますけれども、これ今、斑鳩町は該当していませんか。

猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

この白抜きの部分につきましては、斑鳩町の基準の中には規定はございません。

委員長

他にいかがですか。

( な し )

委員長

それでは、このことについては、終わります。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。  
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、  
お受けいたします。

( な し )

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い  
ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。  
中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

(午前9時36分 閉会)